

令和3年7月19日

1. 大学名：岡崎女子大学

2. 認証評価実施年度：令和元年度

### 3. 「改善を要する点」の内容

#### 基準項目：4-1

○学長が決定を行うに当たり教授会に意見を聴くことが必要な教育研究上の重要事項のうち、学生の入学について、入学後の4月の教授会で意見を聴いており、学長決定の有効性が担保されておらず、合否判定においても所掌する拡大入試募集委員会と教授会との関係が不明確であり、教授会が学長に意見を述べているとはいえないため、改善が必要である。

○教授会議事録の作成に当たっては、教授会規程第9条及び第10条の事項に応じた意見聴取内容及び審議内容並びに出席者等が、正確かつ明確に記録されたものになるよう改善が必要である。

#### 基準項目：4-2

○小学校教諭の教職課程において、教職課程認定基準に定める必要専任教員数が1人不足しており、改善が必要である。

### 4. 改善状況及び結果

#### 基準項目4-1について

教授会に意見を聴くことが必要な教育研究上の重要事項のうち、学生の入学については、前年度3月の教授会において意見を聴いたうえで学長が決定することで有効性が担保できるよう改善した。

入学試験の合否判定については、拡大入試募集委員会が作成した合否結果案を教授会において審議し、意見を聴いたうえで学長が決定するよう改善した。

教授会議事録については、教授会規程第9条及び第10条に定める事項に応じた審議内容及び意見聴取を記録するとともに、出欠席者を明確に記載するよう改善した。

#### 基準項目4-2について

小学校教諭教職課程における教職課程認定基準に定める必要専任教員数については、不足していた科目区分の専任教員を採用し、専任教員数を満たしたうえで文部科学省に変更届を提出した。

令和3年7月19日

1. 大学名：岡崎女子大学

2. 認証評価実施年度：令和元年度

### 3. 「改善を要する点」の内容

#### 基準6-3 内部質保証の機能性

○「教学マネジメントの機能性」及び「教員の配置・職能開発等」の基準項目で改善を要する項目があり、内部質保証に関して機能性が十分とは言えないため、改善が必要である。

### 4. 改善状況及び結果

「教学マネジメントの機能性」及び「教員の配置・職能開発等」の改善を要する項目については、先に基準4の部分で述べたとおり、所要の改善措置を図ったところである。

今回、こうした事態を招いた要因の一つとして、「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学内部質保証の方針」が三つのポリシーを起点とする教育研究活動の質保証に特化したものであり、PDCAサイクルが自己点検・評価委員会に委ねられている一方、中長期的な計画を踏まえた大学全体の質保証の観点が盛り込まれていなかったこと、また、現在の中長期計画（2019年度～2023年度）は財政健全化に力点を置いたものであり、大学全体の改善に係るものとは必ずしも言い難いことがあげられる。

本学では、認証評価でご指摘いただいた内容について改善を図るため、まず、学校法人が、その主体性のもと公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、併せて堅固な経営基盤に支えられた大学づくりを進めるための、運営上の基本を整理した「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学ガバナンス・コード」を、第325回理事会（令和2年4月6日）の議を経て策定し、全学で共有するとともに、ウェブページを通じて公開した。

その後、学長のリーダーシップのもと、学長室会議（学長、副学長、大学学長補佐、短期大学学長補佐、現代ビジネス学科長、学園本部長、大学事務局長）において、学園の目指すべき姿を明らかにし、建学の精神に基づき育成する人物像とそれを実現する教育目標と具体策、それらを支える経営・ガバナンス強化策等を包含した「新中期計画」の策定に着手した。令和2年度は、各設置校のビジョンとマスタープランの骨子案を作成した。令和3年度は、「新中期計画」を、学園全体の目標として全教職員一丸となって推進していくために、教職員一人ひとりが自分たちの計画であるとの意識が不可欠との認識のもと、学部、学科、付属幼稚園、事務局からの意見を集約して、アクションプランまでを作り上げていく作業を行っている。

また、現在の「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学内部質保証の方針」が教育研究活動の質保証に特化したものであることから、学長室会議の協議を経て、令和3年7月8日の大学・短期大学運営会議において、大学、短期大学のそれぞれが教育の内部質保証と大学の内部質保証の両者を推進するよう改正したところである。PDCAサイクルについては、教育の内部質保証は、岡崎女子大学自己点検・評価委員会で推進状況を取りまとめ、大学・

短期大学運営会議を経て、大学運営協議会で最終的なチェックを行う。大学の内部質保証は、事務局が進捗状況の取りまとめを行い、常任理事会を経て、大学運営協議会で最終チェックを実施した後、教育の内部質保証と合わせて、理事会に報告することとしているが、今後、現在策定中の「新中期計画」の中で、計画の推進体制（PDCA）として明文化していく予定である。

一方、大学認証評価の現地調査の際ご指導いただいた経営基盤の安定化、すなわち財務状況の改善については、その必要を改めて重く受け止め、定員充足に向けた学生確保の取組をはじめ、あらゆる経費削減を強力に進めた結果、令和元年度、令和2年度決算において、2年連続で資金収支計算書における単年度収支を平成30年度までの支出超過から収入超過に転じることができた。特に、令和2年度決算では、事業活動収支計算書における基本金組入前当年度収支差額を収入超過に転換することができたところである。

また、これまで、当大学の規模に対して、多くの委員会、センター等が設置され、意思決定及びその実行が必ずしも迅速かつ効率的に行われていたとはいえない現状があった。内部質保証の実現を迅速かつ的確に実施するためには、機動性の高いスリムな運営組織が不可欠であるとの認識のもと、令和3年度から、学長のリーダーシップにおいて、試行的に教員運営組織の見直しを行い、事務局との関係も明確化した。

以上のとおり、令和元年度に受審した大学認証評価でご指摘いただいた「改善を要する点」「参考意見」を真摯に受け止め、当学校法人が、高い公共性を有する学校の運営主体として社会的責任を十分に果たすことができるよう、不断の努力を継続している。